

令和 8 年 第一回 八丈町議会 定例会 会議録

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 8 年 3 月 2 6 日 (木曜日) 午前 9 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 同意第 1 号 八丈町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 3 議案第 2 5 号 八丈町組織条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 2 6 号 八丈町災害復旧・復興特別交付金積立基金条例
- 第 5 議案第 2 7 号 災害派遣手当の支給に関する条例
- 第 6 議案第 2 8 号 八丈町体育施設条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 2 9 号 八丈町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 8 議案第 3 0 号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 3 1 号 八丈町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 1 0 議案第 3 2 号 八丈町辺地総合整備計画の策定について
- 第 1 1 議案第 3 3 号 令和 7 年度八丈町一般会計補正予算 (第 1 0 号)
- 第 1 2 議案第 3 4 号 令和 7 年度八丈町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 第 1 3 議案第 3 5 号 令和 7 年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 5 号)
- 第 1 4 議案第 3 6 号 令和 7 年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 1 5 議案第 3 7 号 令和 7 年度八丈町水道事業会計補正予算 (第 6 号)
- 第 1 6 議案第 3 8 号 令和 7 年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 7 議案第 3 9 号 令和 7 年度八丈町病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 8 議案第 4 0 号 令和 7 年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 9 議案第 4 1 号 令和 8 年度八丈町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 0 議案第 4 2 号 令和 8 年度八丈町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 1 総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第 2 2 経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第 2 3 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第 2 4 議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（１２名）

１番	真田幸久君	２番	浅沼隆章君
３番	奥山幸子君	４番	浅沼清孝君
５番	山下則子君	６番	金川孝幸君
７番	冲山昇君	８番	岩崎由美君
９番	浅沼碧海君	１０番	山下巧君
１１番	浅沼憲春君	１２番	山本忠志君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	奥山勉君	教育長	大澤道明君
企画財政 課長	金川智亜樹君	総務課長	高野秀男君
税務課長	山下進君	住民課長	小野高志君
福祉健康 課長	菅原宏幸君	建設課長	櫻庭郁也君
産業観光 課長	大澤知史君	企業課長	菊池拓君
企業課 主幹	岡野豊広君	教育課長	田村久美君
消防長	堀本敏彦君	企画 財政課 財政係長	佐々木奏君
住民課 医療年金 係長	米田眞理君		

事務局職員出席者

事務局長	高橋太志君	書記	浅沼紀子君
書記	篠原高君	書記 (録音)	明石丈君

◎開議の宣告

○議長（山本忠志君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和8年第一回八丈町議会定例会4日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、公営企業管理者、教育長、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に4番、5番議員を指名いたします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、同意第1号 八丈町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） おはようございます。

それでは、データ番号1をお願いします。

同意第1号 八丈町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。

令和8年3月26日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

八丈町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。

下記の者を八丈町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

記。

住所、東京都八丈島八丈町三根4759番地3。

氏名、瀬筒国治。

生年月日、昭和39年9月4日。

説明。

八丈町固定資産評価審査委員会委員、大脇 進氏より、令和8年2月20日付で令和8年3月31日をもって辞任したい旨の申出があったため、新たに委員を選任するものである。

次のページをお願いいたします。

略歴につきましては、説明を省略させていただきますが、固定資産評価審査委員会については、固定資産課税台帳の評価額に関する不服を審査するため、設置される行政委員会で中立的な立場から固定資産課税台帳の評価額が適正なものであるかどうかについて審査を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第2、同意第1号 八丈町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意については原案どおり同意いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、議案第25号 八丈町組織条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） では、データ番号2をお願いします。

議案第25号 八丈町組織条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和8年3月26日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

防災対策課を設置するとともに、同課の分掌事務の設置及び総務課の分掌事務を見直すため、地方自治法第158条第1項の規定により、条例を改正する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いします。

八丈町組織条例の一部を改正する条例。

改正の趣旨につきましては、防災力強化のため、平時からの防災対応、防災計画、復興計画の調整を担う組織が必要であることから、新たに防災対策課を設置するものです。

人員については、課長を含め4名体制になります。なお、4名中2名については、東京都より職員を1名派遣、防災対策課主幹を担当として復興計画の進捗管理などを担ってもらいます。もう1名は、元自衛官の方を任期付職員として採用します。これまでの経験や専門的知見を生かし、係長として八丈町の災害対応力、特に自助・共助体制の向上に取り組んでもらいます。この元自衛官の方は、FRTDの活動で八丈町に来島し、被災者の方の支援を行っています。経緯としまして、FRTDを通じて紹介いただき、今回防災対策課を設置するにあたり、任期付職員として町としてお願いをしたところでございます。

防災対策課については、今後も4名体制を維持していく考えでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（真田幸久君） おはようございます。

今の説明の中で台風対応ということが前面に出てきていまして、これを多分短中期のこの課の役割というふうに捉えますけれども、一方で、長期的な役割というのも恐らく期待されていると考えていまして、その長期的な役割ということを考えたときに、恐らく住民とか、それから関係団体ですね、今回防災計画の中にも関係団体として幾つか出ていて、そこと協力しながら云々という内容が防災計画にもありましたけれども、それをきちんと機能するよ

うな形を、この防災対策課が出来上がることによって、そういったものも整えていくというふうに理解していますけれども、そういったものの位置づけといたしますか、そういったものを現時点でどうお考えなのか。そこまでも防災対策課ができてから考えるのか、そのあたりの内容並びに時間軸の考え方をお教えいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 1 番議員がおっしゃったとおりのことで、今本当、防災担当職員が総務課の中で人数が少ない中で防災対応をやっているというところが、今後人員を増やし、また今回東京都からも派遣をいただき、また、知見のある方も F R T D の通知で紹介いただき、防災力を今後強化していくというところがまず一番の狙いになります。

今後対策課ができたことによって、防災計画の内容についても当然計画の見直し等もございますので、また住民の方、関係機関の方ともいろいろと防災対応については当然一緒に考えていく必要がありますので、その辺も含めて防災対策課のほうで今後進めていくことになります。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。

今の防災計画の見直しに住民、その他関係団体の関与を今後もお願いしていくという話でしたけれども、私としては、それはもう、例えば今回の防災計画の更新だけで終わるのではなくて、毎年現状はどうなっていて何が遅れていて、また逆にこういう課題が挙がりましたといったような形で、最低でも年 1 回ぐらいはそういった更新もかけていくような会議体をぜひともつくっていただきたいし、それを実行していただきたいんですけれども、そういったところまで踏み込んでやるおつもりなのか、まずは防災計画の更新を一度やって、例えば 3 年なら 3 年ぐらいは様子を見てというような時間軸で考えていらっしゃるのかをお教えいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） そういった点につきましては、町だけではなく、防災会議がございますので、そういったところの中でそういったスケジュール感についてもいろいろ協議していきたいなと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

8 番。

○８番（岩崎由美君） おはようございます。

この中に（１）に防災に関することと、もう一つ（２）で、国民保護に関することとあります。これは、国民保護法に関連した内容かと思うんですけども、国民保護法、この正式な名前を入れていたんだと思いますが、この八丈町における国民保護というようなことについてはどんな内容が想定され、どういうふうなことを行うのかちょっと教えてください。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 一般的には国民保護というところでの対応としては、よくあるところで北朝鮮等のミサイルが飛んできましたよ、そういったいろいろな国からのそういった国民保護に関する武力攻撃だったり、大規模なテロ等についてもいろいろな町のほうにも対応について求められていることはあります。そういったところを防災対策課のほうでも対応しているということになります。

○議長（山本忠志君） ８番。

○８番（岩崎由美君） どのようなことが八丈町にとって想定されるかというのをもし想定されることがあったら教えてください。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 大きくは先ほど申しましたけれども、やはり八丈島ではなく、やはり他国からの武力攻撃だったりとか、大規模テロ、そういったことを想定した対応になります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第３、議案第25号 八丈町組織条例の一

部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、議案第26号 八丈町災害復旧・復興特別交付金積立基金条例を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） おはようございます。

それでは、データ番号の3番になります。3をお願いいたします。

議案第26号 八丈町災害復旧・復興特別交付金積立基金条例。

上記議案を提出する。

令和8年3月26日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

令和7年に発生した台風第22号、第23号の災害に対して実施する、災害復旧及び復興事業の財源として有効的に充当を行うため、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

現在八丈町は、東京都より予備費などを活用した様々な支援と約5億円になる災害復旧・復興特別交付金による財政支援を受けながら、令和7年に発生した台風22号、23号による被害からの復旧・復興を進めているところでございます。

こちらの災害復旧・復興特別交付金については、令和7年度限りの交付となりますが、令和8年度以降も対象事業を進める必要がありますので、台風災害の復旧・復興に係る特別な財政需要に最も有効かつ効果的に活用するために本基金を創設いたします。なお、今年度の最終補正において2億5,000万円の積立てを計画しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） すみません。今回の条例の設置、目的に関わるところで、台風22号、23号対応ということが明記してありますので、それだけに使うということだろうとは思いますが、そうなった場合、今のところ該当期間ですね、例えば令和9年度ぐらいまでを

めどとしているとか、そういったものがあれば教えていただきたいのと、一方で今回の条例が災害復旧・復興特別交付金積立基金条例となっているので、これは限定しているのは分かるんですけども、一方で、今後八丈町は、様々な特に台風災害を主なものとして今後も発生する可能性があるという中で、いわゆる災害対応の基金を積み立てることと併せてこれを行ったほうがいいんじゃないかと思うところがありまして、一方で、以前からいろいろお話を聞いていくと、そういったものというのは財政調整基金のほうに積み立てることによって、それに対応するというようなお話もありました。どちらがいいかというのは難しいところではあるんですけども、私としては、やはり財政調整基金は財政調整基金としてそれなりの額を積み立てるべきですし、災害対応に関しても別途基金を積み立てるような対応があってもいいんじゃないかと思えますけれども、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 議員おっしゃるように、今回の条例はあくまで時限的、今回の東京都の財政支援による基金になります。これ一応仕様が2億5,000万積み立てるんですが、令和8年度に全て充当を行うということで、この後の全員協議会でちょっと詳しく、これ充当説明いたしますが、令和8年度までの基金という位置づけになります。

もう一つの質問にございました、これと別に災害に対応する基金の創設というところは、ちょっと今後町でも検討していければいいかなと思います。一応災害対策債とか財調とかに積んだもので今のところ対応しているんですが、今後ちょっと大きな災害を見越して、これは今回できます防災対策課のほうとも調整して、そういうものが必要かどうかというのは一旦内部で議論していければいいかなと考えています。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 課長、今、最初の質問の該当期間については、今令和8年度というふうに、それが回答でよろしいですか。

○企画財政課長（金川智亜樹君） はい。

○議長（山本忠志君） よろしいですか、1番。

○1番（真田幸久君） はい。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第26号 八丈町災害復旧・復興特別交付金積立基金条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第5、議案第27号 災害派遣手当の支給に関する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、データ番号4をお願いします。

議案第27号 災害派遣手当の支給に関する条例。

上記議案を提出する。

令和8年3月26日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

災害派遣手当の支給に関し、必要な事項を定めるため条例を制定する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いします。

災害派遣手当の支給に関する条例。

災害派遣手当は、災害対応対策または災害復旧のため派遣された職員に対して支給できる手当になります。別表の手当の額については、東京都や他の自治体を例に設定しております。

災害派遣手当支給対象者は、東京都から町建設課に町道の復旧・復興事業等に従事するため、今年4月より東京都から八丈町に派遣される職員が対象となります。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第27号 災害派遣手当の支給に関する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第6、議案第28号 八丈町体育施設条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） データ番号5をご覧ください。

議案第28号 八丈町体育施設条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和8年3月26日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

条文の整理を図るため本案を提出します。

次の資料をご覧ください。

八丈町体育施設条例の一部を改正する条例として、別表1を丸ごと改めるものになります。こちらの理由につきましては、2段目の富士ゲートボール場、こちらの住所に誤りがございました。また、坂上の檜立運動場、屋内運動場、中之郷運動場、屋内運動場、末吉運動場、末吉屋内運動場についても枝番が振られておりましたので、こちらでも改めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） 南原のスポーツ公園、これは含まれていない、それとも、あったものの削除ということなんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 南原スポーツ公園は、公園のほうの条例で定めております。こちらは八丈町の体育施設の条例になりますので、体育施設はこちらにある施設となります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） 分かりました。南原が使えなくなったことによって、富士グラウンド等の使用頻度が増えてくると思うんですけども、今の規定、規則というか、これですと一つの団体が1週間に1回2時間までという制限があると思うんですけども、これを空いているときはもっと使えるように、緩和するようなことは考えていないんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） こちらについては皆様に大変ご不便をおかけしてまして、今制限を設けた形で運用させていただいております。その中でもスポーツ団体については申し訳ありませんが、このような運用で行っておりますけれども、先日、八丈高校の校長先生のほうから書類を頂きまして、野球の遠征に係る対戦的な練習をしたいというところで、そういった優先順位をつけた形では特別な運用を教育委員会のほうで認めております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結します。

採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第28号 八丈町体育施設条例

の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第7、議案第29号 八丈町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） おはようございます。

それでは、データ番号6をお願いいたします。

議案第29号 八丈町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

上記議案を提出する。

令和8年3月26日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

児童福祉法の改正に伴い条例を制定する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

本制度の目的は、保護者の就労要件を問わず生後6か月から3歳未満の未就園児を時間単位月10時間で保育所に通わせることができる国の新制度であります。これにつきましては、子ども・子育て支援制度、8年4月から開始されます。制度概要といたしまして、子ども・子育て支援制度は、少子化対策のために医療保険料に上乗せされ、徴収される、新たな財政確保制度で、会社員、公務員、自営業、後期高齢者制度、全ての国民においての方が対象であります。また、徴収された支援金は、児童手当の拡充やこども誰でも通園制度などの子育て支援に充てられるものであります。

ページ数下がりまして、最終ページをお願いいたします。

附則。

この条例は令和8年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 今回の条例に関しては、児童福祉法の第34条並びに内閣府の省令に基

づく内容をほぼ同様の内容で市町村が上げている条例だと理解していますけれども、そもそもこの誰でも通園制度に関して、八丈町で実際に実行可能な状況なんだろうという質問が1点。

それから、可能だというのであれば、実際に開始するめど、目標はいつにしてあるのか、また、いろいろと規定が書いてあってほとんどが理念的な内容であって、具体的な内容が書かれておりません。これは恐らく要項等を定めた上でこの趣旨に沿った形で細かい規定を決めていくというふうに理解していますけれども、そういったものは、例えばすぐに八丈町が対応できないということであったとしても、規定に関しては事前にいろいろ決めておく、もしくは、もう既に決めている状況なのかも併せてこの3点、お答えお願いできますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 今現状ですが、これを可能にするには保育士の数ですが、現在4名不足となっています。ただ、この4名はあくまで基準でして、加配の子が入ると、またそれが増加されるんですけれども、今現状としては4名、さらに余裕を持つためには一、二名、約6名の保育士が不足してございます。

今現状ですが、保育士の配置基準といたしましては、ゼロ歳児が3名、1歳児6名、2歳児6名、3歳児15名、4歳児25名、5歳児が25名となっております。今、保育園、むつみ第二保育園では、在籍が66名、1歳から5歳までですね。若草保育園が1歳から5歳までで70名、あおぞら保育園がゼロ歳から5歳39名、在籍数といたしましては181名の園児がいます。ちょっと可能かどうかということでは、今現状では厳しい状況ではございます。

すぐできるかどうかに関しましては、ある程度集まり次第やっていかなければいけないということと、あとこれに付随して、先ほど規定、規則等を整備してやっていかない、まだ現状ではまだそこも固まっていはいないんですけれども、大体それをやるに当たっては、保護者からの徴収という形で、10時間のうちの例えば、もし実施可能であれば曜日を決めて実施するか、保育士が解消されればそれを受けてやっていくかということ。

ただ、これに似た制度で一時預かりというのをやっておりまして、それに対しましては、一応あおぞら保育園と、今、子ども家庭支援センターのほうで実施しておりますので、できれば早い段階ではやりたいんですが、いろいろな懸念材料がありますんで、いろいろ今後作成等をして、人員確保。人員確保に関しましては、昨年度、保育担当とあと保育士が各イベントに出向いていろいろな活動をしまして、一応8年度にその実績としては1名保育士が確

保できるものとなっておりますので、8年度に向けましてもまた確保に向けては実施していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 1 番、よろしいですか。

はい、1 番。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。

今ご説明の中でいろいろな懸念事項とおっしゃっていましたが、具体的に懸念事項をお教えいただけますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 一応今保育士でできることと、もし受け入れた場合の安全確保というところが一番の懸念材料であります。一応基準はありますんで、その中で改めてその新しく、一時保育の場合はいろいろ面談とかあったりするんですけども、この誰でも通園でいいますと、いつでも誰でも通えるということなんですけれども、そういうことはなかなか今の現状では厳しいということ、一番は安全管理面が課題であるといったところです。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） ありがとうございます。

いろいろというのはその1 件だけでしょうか。

○議長（山本忠志君） ほかにいかがですか。

福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） やはりそういう安全管理面と、あとはそういう、また保育士の離職につながるような事故が起こると、あとは休職の問題等もいろいろありますので、そういう課題でいろんな形でということを申し上げたつもりであります。

以上です。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） 保育士の離職のリスクとかという話は、またこれと直接関係ないんですけども、結局保育士の処遇問題とかそういったことにもつながっていったりするので、そのあたりも含めて今回の条例に併せて見直していくおつもりはありますか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 処遇に関しましては公立保育園ですので、それは人事院勧告に従ってということになりますので、単独ということはなかなか厳しいと考えてございます。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） すみません。これも何度も申し上げますけれども、決して人事院勧告に従わなきゃいけないという決まりはないはずですので、実際それを、処遇を別枠でやるのはかなり事務負担とかが重くなるというのは重々承知はしていますけれども、そういったところを根本的に変えていかないと、なかなか保育士さんが働く環境をつくりづらいのかなというふうにも思いますので、ぜひとも前向きにご検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。これは総務課長のほうにお答えいただいたほうがいい内容かもしれません。

○議長（山本忠志君） 総務課長、いかがですか。

○総務課長（高野秀男君） 人事院勧告というところの町の給料のお話を福祉健康課長のほうからございました。それで、以前議会のほうでご質問があった、そういった国の制度を活用した補助というふうなところのものもありますので、そういったところの進行、また内容についても福祉健康課のほうからちょっと情報で、まずはそちらのほうを聞いて、それが給与のほうに活用できるかというところをまた確認したいと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですね。

ほかにございますか。

2 番。

○2 番（浅沼隆章君） こちらの条例なんですけれども、次の国民健康保険条例にも関わることなので、まず国のほうが定めてこういう制度をつくったということで、まず国民健康保険のほうでも税収を徴収すると、そういうところがあって、子育て支援を推進するためにこういう条例をつくって、今先に八丈町も率先してこの基準を定めないといけないというのはよく分かるんですけれども、まず皆さんからお金を徴収するというのが今からもう既に起ころうとしている状態で、先ほどの答弁だとなかなか賛成し難いような感じになってしまいます。

確かに保育士さんが足りないのは前々からの懸念事項で分かりますけれども、いつになるか分からない、だけれどもお金は徴収しますよといったときに、これなかなか賛同を得られづらいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） これにつきましては、後の税の改革となるんですが、一応これに関しましては、支援金として社会保険料としまして徴収されて、公立で子育て支援に使用するためのものでありまして、金額の目安としましては、ちょっと後のことを、被保険者1人当たり約550円、月。国民健康保険1世帯当たり約300円、後期高齢者制度被保険者1人当たり約200円ということで、これ子ども・子育て支援制度の中で、先ほども述べました児童手当の拡充、子ども・子育て世代の児童手当の拡充、あと妊産婦に対して充てられるもので、こども誰でも通園制度とありまして、この社会保障制度の中で一環でありますので、国は8年4月から徴収するということで、子供の育てを支えていくという法律になってございます。

以上です。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） ありがとうございます。

今説明あったとおりとするならば、それであればなおさら早急に保育士さんを集める、もしくは違う手だてを考える。先ほど懸念事項が安全確保と休職と過重労働、離職につながる可能性があるということなのかも分かんないですけども、そういうことが懸念されるのであれば、そこのところをなるべく払拭して、少ない人数でも受け入れる体制をつくる等をしていかないと、やっぱり住民のほうからは納得し難いという声が出てくるのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） 確かに、誰でも通園制度は国が考えたすばらしい制度だと思いますけれども、うちのほうでもそれに似たというのは前からやっている一時預かりのほうでやっておりまして、何が違うのかということなんですけれども、誰でも通えるというのが今回始まる制度なんですけれども、一時預かりの人数といたしましては、すみません……一時預かりとしましては、昨年度6年度末の実績といたしましては、延べ人数が三根で584、大賀郷で471、坂上で104、年齢別利用者数としましては1歳が269名、2歳が412名、3歳が447名、4歳が31名、5歳、6歳がゼロとなっておりまして、いろんな形でうちのほうもそういう似たような形といいますか、今子育て世代の人に対しては実施していると思います。

ただ、この誰でも通園制度となりますと、やはりさっきの懸念事項があったり、いきなり10時間なので、月に10時間しか使えないんで、ゼロ歳児といったときに、いきなりお母さんと離れて3時間だけ見るとか、いろんな形でやっぱり対応もゼロ歳児は一応受け入れる場合

でも1名以上という規定にはなっていますので、やはりさっきも申しました安全管理と国が進めていますけれども、誰でもということは言っていますけれども、いろいろな懸念事項がいろいろとありますので、町としましては確かに早くはやりたいんですが、いろんなところ、職員が充足したり、加配等の人数とかいろんな懸念事項がありますので、なるべく早くは進めていきたいと思っております。ただ、それがいつから実行できるかというのは今後保育園とも調整しながらとなつてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） なければこれにて質疑を終結いたします。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） 討論を終結します。

採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第29号 八丈町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第8、議案第30号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（小野高志君） それでは、データ番号の7番をお願いいたします。

議案第30号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

上記議案を提出する。

令和8年3月26日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額を追加するため、条例を改正する必要があるため本案を提出いたします。

次のページをお願いします。

八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

八丈町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、今回の条例改正について説明いたします。

本文の朗読は省略させていただきます。また、一部説明が先ほどの議案や答弁と重複いたしますことをご了承願います。

この条例改正は、令和5年に当時の岸田政権が打ち出した異次元の少子化対策の実現のため、こども未来戦略加速化プランとして、年3兆6,000億円規模の子ども・子育て政策を実施することになったことにつきまして、法改正によりその財源のうち年間約1兆円分について子ども・子育て支援金として、令和8年度より広く国民の皆様に、加入する医療保険制度の徴収ルートを通じて所得に応じた額をご負担いただくよう義務づけられましたので、これに基づき国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金課税額に関する規定を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

保険料に子ども・子育て支援金が加算される医療保険制度は、国民健康保険をはじめ、協会けんぽや健康保険組合、公務員共済組合などの各種社会保険、後期高齢者医療保険など基本的に全ての医療保険制度の加入者が対象となります。

医療保険加入者1人当たりの負担額は、令和8年度が全制度の平均で8年度が月250円程度、その後段階的に上がりまして、令和10年度には全ての平均で月額450円程度となります。また、18歳未満の子供及び産前産後の方につきましては、基本的に10割軽減となります。八丈町国保といたしましては、令和8年度は約660万円の歳入を見込んでおります。

ご負担いただく支援金の用途といたしましては、法に規定された3つの取組に使われることになっておりまして、1つ目が児童手当の拡充として高校生年代までの延長や所得制限の撤廃など。2つ目が妊婦さんのための支援として、妊娠時及び出産時の計10万円の給付。3つ目は、お子様の出生後の休業支援として手取り10割相当となる休業支援給付。4つ目が育児時短就業支援として賃金の10%の給付。5番目が先ほどの議案にもありましたこども誰でも通園制度の実施。6番目が育児期間中の国民年金保険料の免除といった子育て支援施策の財源に用いられるということが法律で決まっております。

本件条例改正の具体的な内容といたしましては、第2条の関係では、国保税額に子ども・子育て支援納付金課税額を合算する規定を追加し、課税額を所得割額及び被保険者均等割額の合算とし、支援納付金の課税限度額を3万円といたします。

第9条の関係では、子ども・子育て支援納付金課税額分として所得割については0.3%を

加え、均等割額に1,777円を加え、18歳以上の均等割額に137円を加えます。

23条の関係では、低所得者や未就学児、産前産後期間の者、18歳未満被保険者の保険料軽減の規定に子ども・子育て支援納付金課税額に関する文言や金額を加えます。また、附則といたしまして、この条例は8年4月1日から施行すること及び7年度までの税額については、なお従前の例によることを規定いたします。実際の徴収は、今年の7月から始まります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 国保で取るわけですね。後期高齢は入っていない。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） 国保だけではなくて、後期高齢も含め、その他社会保険、共済保険など全ての保険から頂きます。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 決まりだから義務ということで徴収するわけですね。有無を言わず徴収して、じゃ、その徴収額をその目的は非常にあるべきとか、やってほしい内容ではあるんですけども、取るだけ取って、じゃ、実行できるのかといたらすごく福祉健康課長がおっしゃったように、なかなか困難な部分もありますよね。

取るだけ取ってちゃんとその手当てをしてくれない。例えば、保育士を確保するのは町が努力するというだけでも、それはもう徴収した側がそれを確保する努力をしてくれないと困りますよね。その辺は町として国保とか国とかにそういう要望というのは出せないものなんでしょうかね。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（小野高志君） 国側の説明の中では、将来現在働いている方々が高齢者になったときに医療介護などの社会保障をより多く利用することになりますけれども、その社会保障の支え手となるのは現在の子供たちであると。そのため全ての世代の皆様にご負担いただいて、日本という国全体で将来の担い手となる子供たちを支えていこうという制度でございますので、区市町村単位でなかなか実現が難しいという部分について、例えば、国保税の税額などについて要望していくのはなかなか難しいのかなと思いますけれども、その子ども・子

育て支援施策が各市町村で滞りなく運用できるよう求めていくというのは、要望していくのは可能ではないかと考えております。

○議長（山本忠志君） 3番、議員ね。今の件……

○3番（奥山幸子君） 趣旨はすごくよく分かりますよね。だけれども、町が徴収できる額としては600万ぐらいでしたっけ。

（「660です」の声あり）

○3番（奥山幸子君） 660万ですか。それはどういうふうに使われたかはちゃんと私たちに明らかにできるんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長、いかがですか。

○住民課長（小野高志君） 国保税の立場から言いますと、集めた660万円は全て東京都への納付金ということで上納するということになっておりますので、その先の使い道というのはなかなか難しいかなと思います。

○議長（山本忠志君） ちょっとこの件は……。

○3番（奥山幸子君） いいです。

○議長（山本忠志君） はい。趣旨は分かるんですけどもね。ちょっと住民課長の答弁としては苦しい部分もあるんじゃないかなと思うんで、この辺はいかがですか、町長、また、副町長のほうはこの件についてどのように考えておられるのか、一言お願いします。

町長。

○町長（山下奉也君） 一番は納付金というか税のほうでなくて、子育てのほうだと思いますけれども。東京都知事も子育てにすごく力を入れているところがありますので、今回の出産の関係でも何か東京都ができるものはないかということで、特に今度3月フリージアで頂ける、そういうことも言われましたので、そういう部分も含めて現状、本当に保育士が不足というか、そういうことでサービスが受けられない住民がいるということは、非常に私もつらく思っております。

そういうことで、八丈全体で一つになれば本当にサービスはできるというのは皆さんご存じだと思いますけれども、やはり小さい子供が他の地域に通園するというのは大変だと思いますので、そういう意味で処遇の、一番の議員さんが言いましたように、処遇の面で何ができるのかなという、そういう支援をぜひ今回5月ですか、要望活動があるところですけども、そういうことも含めて要望していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第８、議案第30号 八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第９、議案第31号 八丈町過疎地域持続的発展計画の策定についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、データ番号の８をお願いいたします。

議案第31号 八丈町過疎地域持続的発展計画の策定について。

上記議案を提出する。

令和８年３月26日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条の規定により、八丈町過疎地域持続的発展計画を策定するため、本案を提出します。

それでは、次のページの計画書のほうをお願いいたします。

初めに、この計画は、令和７年12月に策定されました東京都過疎地域持続的発展方針・計画に基づいて作成しております。

計画の期間になりますが、令和８年度より12年度の５か年となります。こちら前回議会でも地方債の質問、説明が多くございましたが、この計画にある対象事業において過疎対策事業債への申請が可能になるものとなります。

計画の内容になりますが、大きな変更点のみ説明させていただきます。

それでは、初めに、4ページをお願いいたします。計画書の4ページになります。

下段の（3）八丈町行財政の状況の部分ですが、こちら文章の下段で令和7年に発生しました国指定の局地激甚災害となった台風被害により今後厳しい財政運営を強いられていくことが予想されているという状況を追記しております。

次に、ページ飛びまして、9ページをお願いします。

こちら移住・定住の地域間交流の促進、人材の確保・育成の部分になります。ここでは、このたび3月11日に打ち出しました選ばれる島から住み続けたい島への政策内容を入れ込んでおります。

初めに、こちらの表題で人材の部分で確保の観点を追加しております。

次に、（1）の現況と問題点では、文章中段から、住宅問題で空き家の活用、人材確保の部分で八盛隊の活用とおしごと掲示板の活用といった部分を追記しております。その下（2）その対策では、片仮名のウの島内住宅の流動化への人材確保という部分を追記しております。

次に、16ページをお願いいたします。

こちら地域における情報化という部分になります。町では、新たにDX推進係を設置しまして、島内のDXを進めるため、サステナ事業、航空券代理店支援、スマートフォン勉強会、来年度については、携帯電波の不感地帯解消事業などハード面だけでなく、住民のITリテラシー向上のためのソフト面においても様々な事業を実施しているところになります。

これらの状況を踏まえまして、（2）のその対策において住民が無理なくデジタル社会に移行できるような支援と全ての住民、来島客等が快適にデジタルの恩恵を受けられるよう、島内の通信環境の継続的改善への取組を追加、追記しております。

次に、20ページをお願いいたします。

こちら生活環境の整備の部分になります。（1）現況と問題点の中に、ページの一番下にあります⑥防災を追加しております。さらに、その対策の生活環境の整備での対策としまして、22ページをお願いします。対策の中で④になります。町営住宅・空き家対策で、こちら今回の住宅流動化の施策を反映しまして、アの2つ目の丸で、地域対応活用をはじめとした公営住宅の弾力的な活用という部分と、イの1つ目の丸で、空き家を活用した移住者向け住宅の整備という部分を追記しております。

次に、33ページをお願いします。

こちら再生可能エネルギーの利用の推進という部分になります。（１）現況と問題点で、文章の最後になります現在東京都を中心に浮体式洋上風力の検討を行っていることを踏まえまして、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づき、令和７年６月に国より準備区域に整理されているという部分を追記しております。

最後にこちらの計画になりますが、３月９日に東京都の同意を得ておりますので、今回議会の議決を得た後、計画の変更として国のほうに提出する流れとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

１番。

○１番（真田幸久君） こちらの計画の前計画令和３年度から７年度に関する内容の中の基本的な事項（６）で計画の達成状況の評価に関する事項というのがございますけれども、そちらにおきまして、本計画の達成状況は、八丈町総合開発審議会において事業終了年度である令和７年度中に当該計画の成果を確認することとするとございます。実際振り返りを行うことなしに次の計画を策定することには物すごく違和感があります。

一方で今回の１０月に台風が来たということによって時間が取れなかったということも、それは当然承知していますので、令和７年中にできなかったことは特段問題はないと思うんですけども、一方で、やはり振り返りをしないで計画を策定することはいかがなものかと考えると、例えば、令和８年度中にここに書いてあることを１年間後ずれさせることによって、実施するべきだと私は考えておりますけれども、その対応をするお考えがあるかどうかをお聞きしたいのと、あと、先ほど過疎債の関係から、この計画を出さないと対応できないということですので、次年度に近い形の内容をまず出しておいて、今後実施計画、細かいものを策定していくという流れになるんだろうと思っていますけれども、それに関しても、いわゆる各議会の議案で、予算書の中の各項目としてお話いただくのではなくて、これは基本計画、基本構想、その他復興計画も併せてほぼ同じような内容になっているので、そういったものをきちんとまとめて全体として大きな項目はこれですと、それに対して具体的なこういうことを進めていますと、今回の議会の議案の中ではこの部分を実際に行っていく中で予算をさせていただいていますというような形の説明がないと、結局何をやっているのかというのは非常に分かりづらくなるんですけれども、そういったものを今後行っていく方

針があるかどうかを2つお願いできますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） まず1つ目の質問になりますが、総合開発審議会、確かにやる予定ではあったんですけども、ちょっと台風の影響で、本当は事業計画、基本計画の後期計画の見直しも本来なら総合開発審議会で行っている最中だったんですけども、ちょっとその辺のタイムスケジュールの中の関係で振り返りがちょっと今回難しかったという点が1点になります。

2つ目の質問でございますいろんな計画との整合性もっての振り返りという部分でございますが、今回計画で今回議会でも多いように、計画が多分物すごい多いと思います。これ過疎対策債に充てるための計画なんですけれども、いろんな似たような計画が多くあります。なので、今後、我々令和4年度より総合戦略の事業評価をやっています。

なので基本的には上位計画というものが基本構想となっておりますので、その辺の部分で今回、来年度に計画しています総合戦略の部分で、こういうのを全て踏まえた事業の振り返りというのが、一括でできないかというところを今ちょっと検討しているところです。なので、ちょっと総合戦略においてはいろんなほかの計画とも照らし合わせてKPIの設定をしていければなという方向で、今後進めていければなと今検討しているところになります。よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 八丈町おしごと掲示板、最近物すごく多いんですけども、これの実績とか効果等分かれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長、分かる、答弁できますか。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 失礼しました。こちら今回の最終補正でも移住支援事業のところで挙げさせていただいているんですけども、令和7年、合計28名で、世帯で言うと19世帯になります。19世帯のうち単身世帯が13世帯、一応18歳未満も統計しているので、18歳未満が4名になります。ちなみに、令和6年度、昨年度は合計35名の26世帯、うち単身世帯が20世帯、18歳未満が5名になります。

一応傾向としましては、おしごと掲示板、役場だけではなくて、一般の企業さんもなかなか人材不足しているということで、掲載率がどんどん多くなってきています。そこに対応するために、我々、皆さん見たことがあると思うんですけども、七島新聞のほうにも掲載し

たり、七島新聞さん、東海汽船にも置いてございますので、ちょっと島に興味がある方に見ていただきたいなということで、そういうところに掲載するとか、来年度、前の議会でも少しお話ししました、動画でおしごと掲示板に上げているところを今回役場版をつくったんですけれども、それと似たような感じで希望する方の動画が掲載できないかということで今やっております。一応農協さんのほうはその動画が完成しまして、ホームページの完成に合わせて出したかったんですけれども、今そういう動きをしているところになります。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 6番、どうぞ。

○6番（金川孝幸君） 利用が増えているということなんですけれども、せっかく島に来て、またやっぱりやめたと帰るような例とか少ないようにしてほしいんですけれども、その辺の状況も把握しているんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） そうですね。今回、今年度におきましては、やはり台風の影響でちょっと住まいが壊れてしまってどうしても住めないということで、そういった離島が4件ぐらいございました、ちょっと帰るということで。その辺は東京都さんとも相談して、今回は特別な措置として返還金がなしということで今対応しております。

やはり相談事項としては、なかなか働いてはみたものの、そもそも八丈が嫌いとかではなく、やっぱり職がちょっと合わないよといったご相談とか、ちょっと島には住み続けられないといったご相談も少しずつはあります。なので、今回我々打ち出した選ばれる島から住み続けたい島へということで、やはり住み続けていただくためには移住だけでなく、いろんな事業を町が一丸となって高めていくというところが一番大事なかなというところを、ちょっと認識しながらいろいろ進めていければなと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） では、これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第9、議案第31号 八丈町過疎地域持続的発展計画の策定については原案どおり可決いたしました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(山本忠志君) 続いて、日程第10、議案第32号 八丈町辺地総合整備計画の策定についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長(金川智亜樹君) それでは、データ番号の9をお願いします。

議案第32号 八丈町辺地総合整備計画の策定について。

上記議案を提出する。

令和8年3月26日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき議会の議決を求めます。

それでは、次のページの計画書のほうをお願いいたします。

こちらの計画ですが、主には島内5地域別の公共的施設の整備計画となっております。

計画の期間は、令和6年度より8年度の3年間となり、令和6年度においては決算額、令和7年度においては決算見込額、令和8年度は事業計画額としております。そのため、計画の変更点は主に数字の部分の変更となります。こちらすみません、計画書にページの記載がないので、データページで9ページをお願いいたします。

初めに、こちら三根地域の辺地別公共的施設整備計画の概要となります。

こちら三根地域では、八丈富士山線道路改良事業が、台風災害の復旧優先のため事業が先送りとなりまして、令和8年度計画額はございません。

次のページに入ります。

大賀郷地域となります。こちら大賀郷地域では、令和8年度当初予算にはありませんが、中道伊郷名線道路改良事業で5,500万円、令和8年度当初予算の地方債でも説明しました農業担い手育成研修センター建設事業で5,000万円が辺地債発行額として計画しております。

次のページをお願いします。

檜立地域となります。こちら檜立地域では、こちら令和8年度当初予算地方債で説明しました檜立中之郷線道路改良事業で3,500万円を辺地債発行額として計画しております。

次のページをお願いします。

中之郷地域となります。中之郷地域では、こちら令和8年度の当初予算地方債で説明しました中之郷銚子の口ため池整備事業で3,300万円、一番下、新規となります中之郷清戸原農道改修事業で800万円を辺地債発行額として計画しております。

最後に、こちらの計画は3月5日に東京都との協議を終えておりますので、今回この議会の議決を経た後、国のほうに提出する流れとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第32号 八丈町辺地総合整備計画の策定については原案どおり可決いたしました。

◎延会の宣告

○議長（山本忠志君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、本日は延会といたします。

次の会議は、3月30日午前9時より開議いたします。

(午前10時16分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年3月26日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 浅 沼 清 孝

署 名 議 員 山 下 則 子